

# 65歳以上の皆さんへ 介護保険料の変更について

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直すこととなっており、令和3年度に改定されました。令和3年度から令和5年度の介護保険料は、以下のとおりとなります。

令和3年度の年間保険料額については、前年の所得確定後の7月に、改定された保険料で決定します。特別徴収(年金からの天引き)の方は10月、普通徴収(納付書もしくは口座振替)の方は8月の本徴収から反映されます。

## 基準額 = 64,800円

※基準額とは、各段階において保険料を決める基準となる額です。介護保険料は、所得の低い方などの負担が大きくなるように、本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて段階的に調整されています。

所得段階	対象者	基準額に対する割合	年間保険料額
第1段階	生活保護を受給している人、老齢福祉年金を受けている人、又は世帯全員が市民税非課税で本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.30	19,400円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.50	32,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.70	45,300円
第4段階	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.80	51,800円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税で、世帯の中に市民税課税者があり、前年の公的年金等収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.00	64,800円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	77,700円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	84,200円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	97,200円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	110,100円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	基準額×1.80	116,600円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	123,100円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	129,600円

問合先 高齢福祉課 ☎444・3141 FAX443・3555